

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備 及び経過措置に関する政令（仮称）案について

平成 25 年 6 月

原子力規制庁

背景

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）は、平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 24 年 9 月 19 日に施行されたところである。同法附則第 1 条では、同条第 4 号に掲げる規定は、同法施行後 10 月以内であって政令で定める日に施行するとされており、同法附則第 17 条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）及び原子力規制委員会設置法附則第 41 条において改正される電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）等については、当該期日に施行することとなる。

これを受け、原子力規制委員会設置法附則 1 条第 4 号に掲げる規定の施行のために整備することが必要となる関係政令の改正を行う。

概要

（１）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正

- 発電用原子炉の運転の延長期間の上限を「20 年」とすることとする。また、原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項が適用される発電用原子炉（運転することができる期間が 40 年ではなく法律施行日から 3 年とされている。）についても、延長後の運転期間の上限を 60 年とする。
- 原子炉等規制法において、発電用原子炉に係る規定が発電用原子炉以外の原子炉（試験研究用等原子炉）とは別に規定されることとなることから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）においても同様に、発電用原子炉に係る規定を試験研究用等原子炉に係る規定とは別に規定することとする。
- そのほか、関係手数料の整備や用語の改正など原子炉等規制法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に対する原子炉等規制法の規定の適用については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成25年政令第53号）第1条において特例を定めているところ、原子炉等規制法の改正に伴い同条の規定の見直しが必要になることから、これまでの考え方にに基づき原子炉等規制法の適用の特例の見直しを行う。
- 具体的には、今回の原子炉等規制法の改正において新たに発電用原子炉設置許可申請書記載事項に追加された事項について必要な手当を行うほか、改正前の同政令において適用の特例を設けてきた規定に対応する規定（工事計画認可・届出、燃料体検査、溶接安全管理検査、施設の維持、定期安全管理検査）について、改正前の同政令と同様の特例を設けるなど、所要の規定の整備を行う。

(3) その他

- その他関係政令について所要の規定の整備を行うほか、原子力規制委員会設置法の一部及び本政令の施行に伴い必要となる所要の経過措置を定める。